

## 「認定」について

無償化の対象となるためには、保護者の方に「教育標準時間の認定（1号認定）」や「保育の必要性の認定（2号または3号認定）」を受けていただく必要があります。「認定」は「施設等利用給付認定（新認定）」と「教育・保育給付認定（旧認定）」の2種類があります。私学助成の私立幼稚園に通う方は新認定の1～3号のいずれか、新制度の私立幼稚園・認定こども園（教育部分）に通う方は旧認定の1号のみ、もしくは、旧認定の1号と新2号認定または新3号認定を取得することになります。

### （1）施設等利用給付認定（いわゆる「新認定」）

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	教育・保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合 （保育が必要な事由は不要）	私立幼稚園（私学助成）、国立大学附属幼稚園、国立特別支援学校幼稚部
2号認定	3歳児クラス以上	保育が必要な事由に該当する場合	認可外保育施設等、幼稚園等の預かり保育
3号認定	非課税世帯の3歳児クラス未満		

### （2）教育・保育給付認定（旧認定。R1.9.30までの名称は「支給認定」）

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	教育・保育	
1号認定	満3歳以上	教育を希望される場合 （保育が必要な事由は不要）	区立幼稚園、私立幼稚園（新制度）、認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上	保育が必要な事由に該当する場合	認定こども園（保育部分）、企業主導型保育事業（地域枠）、認可保育園
3号認定	満3歳未満		認定こども園（保育部分）、企業主導型保育事業（地域枠）、認可保育園、小規模保育所、保育ママ等

### （3）問合せ先

墨田区 子ども・子育て支援部 子ども施設課 保育係 電話：03-5608-1583